

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	<p>出産祝金支給事業</p> <p>対象者：子の誕生日において6ヶ月以上みなかみ町の住民である父または母に支給します。</p> <p>内 容：次代を担う子どもの健全な育成と福祉の増進を図ることを目的として祝金を贈る制度です。</p> <p>第1子 7万円 第2子 7万円 第3子 15万円</p> <p>問合せ：《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009</p>
	<p>入学支援金支給事業</p> <p>対象者：町内に住所を有し、小中学校等に入学する児童等の保護者に支給します。</p> <p>内 容：子育て家庭の支援及び児童等の健全な育成を図ることを目的として、児童等の保護者に対して入学支援金を贈る制度です。</p> <p>小学校入学 2万円の商品券 中学校入学 4万円の商品券</p> <p>問合せ：《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009</p>
	<p>要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給事業</p> <p>対象者：町立小中学校に通学し、経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒に支給します。</p> <p>内 容：経済的な理由によって就学が困難な児童生徒について、学用品費・給食費など学校生活に必要な経費を援助軽減する制度。</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-25-5024</p>
	<p>実費徴収に係る補足給付を行う事業</p> <p>対象者：公立・私立のこども園等に就園している生活保護世帯等の園児の保護者が対象です。</p> <p>内 容：経済的な理由によって就園が困難な児童について教材費、行事費など園生活に必要な経費を補助する制度です。</p> <p>問合せ：《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009</p>
	<p>遠距離通学費助成事業</p> <p>対象者：スクールバスを利用していない、指定区域内に居住する児童生徒の保護者が対象です。</p> <p>内 容：安全・安心に通学をすることができ、通学距離による保護者の負担の格差を解消するため、通学費の一部を助成する制度。</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-62-2275</p>
	<p>子どもや障害者などの医療費の無料化(福祉医療費支給事業)</p> <p>対象者：①子ども：中学校卒業までの子(入院の場合は高校生世代まで) ②重度心身障害者 ③母(父)子家庭：所得税非課税で18歳年度末までの子と扶養している配偶者のいない女子または男子。</p> <p>内 容：子ども・重度心身障害者・母(父)子家庭に対し、医療機関で受診したときの医療費の自己負担分を支給する制度です。</p> <p>問合せ：《町民福祉課 窓口・医療係》 TEL：0278-25-5010</p>
	<p>実用英語技能検定(英検)検定料補助制度</p> <p>対象者：検定料の全額を負担して英検を受検した町内に住所を有する小中学生の保護者</p> <p>内 容：実用英語技能検定(英検)検定(公益財団法人日本語英語検定協会が実施)の検定料の半額を支給する制度です。</p> <p>問合せ：《学校教育課 学校教育係》 TEL：0278-25-5024</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>住宅新築増改築・取得へ補助金支給(子育て家庭等住宅整備補助金交付事業)</p> <p>対象者：町に住所を有する方、又は整備完了後から6か月以内に住民となる方で、次の各号のいずれにも該当する方が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生までの子育て家庭、又は妊婦がいる世帯の方、または婚姻届提出後3年以内かつ夫婦の年齢の合計が100歳未満の世帯の方。 ・住宅整備後、町内に3年以上居住する方。 ・町税等の滞納のない世帯に属する方。 ・他の補助制度等を受けないこと。 <p>内 容：子育て家庭の住環境の整備に対し補助する制度です。1件あたり100万円または補助対象経費の10%のいずれか低い額を助成します。ただし、町外施行業者が工事を行う場合は1件あたり60万円又は補助対象経費の6%のいずれか低い額の助成となります。（町内施行業者が下請けで入った場合は前者の額となります。）</p> <p>問合せ：《子育て健康課 子育て支援係》 TEL：0278-25-5009</p>
	<p>住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付事業</p> <p>対象者：一定の要件を満たす町に住所を有する方が、当該設備を自宅に設置する場合に助成します。</p> <p>内 容：省エネルギー設備の普及を促進し、家庭から排出される温室効果ガスの排出の抑制を図るため、①住宅用太陽光発電設備②高効率給湯設備③太陽熱温水器の設置等にかかる費用を補助する制度です。</p> <p>問合せ：《生活水道課 環境政策室》 TEL：0278-25-5003</p>
	<p>生ゴミ処理容器等購入補助金交付事業</p> <p>対象者：一定の要件を満たす町に住所を有する方が、生ゴミ処理容器等を購入場合に助成します。</p> <p>内 容：家庭から排出される生ゴミの自己処理を行い、ごみの減量化及び再資源化の促進を図る制度です。一容器につき上限額5万円または購入に要した価格の4/5のいずれか低い額を助成します。</p> <p>問合せ：《生活水道課 環境政策室》 TEL：0278-25-5003</p>
	<p>住宅用地の分譲(うらの郷販売促進事業)</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：○うらの郷住宅用地分譲中 自然に恵まれたみなかみ町では、町内で湧き出る豊富な温泉があります。また、年間を通してアウトドアスポーツなどの体験型観光なども楽しめます。</p> <p>問合せ：《みなかみ町土地開発公社》 TEL：0278-25-5030</p>
	<p>町営住宅への入居(町営住宅運営事業)</p> <p>対象者：</p> <p>内 容：○みなかみ町公営住宅 全46棟 戸数521戸 入居申し込み要件があり、家賃は建物の建築年次等によって異なります。駐車場あり。</p> <p>問合せ：《群馬県住宅供給公社みなかみ支所》 TEL：0278-25-8423</p>
	<p>空き家バンク</p> <p>対象者：みなかみ町内で暮らしたい方（土地・建物を買いたい方・借りたい方、売りたい方・貸したい方）</p> <p>内 容：みなかみ町で暮らし続けたい方やみなかみ町内への移住を支援するため、町内にある空き家・空き地物件の情報をホームページ等で提供しています。</p> <p>問合せ：《観光商工課 移住・交流推進係》 TEL：0278-25-5028</p>
	<p>空き家等活用促進事業</p> <p>対象者：空き家バンクに登録された物件をみなかみ町に定住のため賃借する方又は購入する方で、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなかみ町に住民登録されている夫婦（年齢の合計が90歳未満） ・みなかみ町に転入した方 <p>内 容：賃借及び購入等にかかる費用の一部を助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等の月額賃借費用の1/4（上限額有、土地のみは不可） ・空き家等購入費用及び改修等費用1/10（上限額有、家財道具処分費用を含む） <p>問合せ：《観光商工課 移住・交流推進係》 TEL：0278-25-5028</p>

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	<p>住宅新築改修等補助金</p> <p>対象者： 次の各号のすべてを満たす方が対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) みなかみ町に住民登録を行っている方。 (2) 町内に建築された個人住宅及び併用住宅の所有者または町内に新築を予定している個人住宅及び併用住宅の建築主である方。 (3) 町税等の滞納のない世帯に属している方。 (4) 当該工事について他の補助制度等を受けていない方。ただし、他の補助金制度等の対象外となる工事は補助対象とする。 (5) 個人住宅及び併用住宅の新築、改修、修繕、補修または増築工事をする方。 (6) 町内に本社または本店を有する工事業者を利用する方。 (7) 工事費用が20万円以上であること。 <p>内 容： 町民の住環境の向上を図るとともに、町内商工業の活性化に資するため、住宅の新築・改修等の費用を補助する制度です。1件あたり20万円または補助対象経費の10%（千円未満は切り捨て）のいずれか低い額を助成します。</p> <p>問合せ： 《観光商工課 商工振興係》 TEL：0278-25-5018</p>
	<p>薪ストーブ等購入費補助制度</p> <p>対象者： ・町内に住所を有し、かつ居住している者または町内に本店、営業所または事業所を有する法人等で、適正に維持管理ができる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該補助金の交付を一度も受けていないこと ・町税等を滞納していないこと ・他の補助制度等を受けないこと <p>内 容： 薪ストーブ等本体(煙突を含む)を購入する経費(ただし、一基分の経費に限る)補助する制度です。購入経費の1/2以内(千円未満切り捨て)、補助金の最高額は20万円(40万円以上の購入に対する補助は一律20万円)</p> <p>問合せ： 《農林課 林業振興係》 TEL：0278-25-8228</p>
移住・定住支援	<p>新幹線通勤費補助金</p> <p>対象者： 次のいずれかに該当する場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成31年4月1日以降に本町に転入した方 (2) 町内に新築住宅を購入し、住まわれる方 (3) 町内に中古住宅を購入し、住まわれる方 (4) 町内に賃貸住宅を契約し、住まわれる方 (5) 申請者または同居する配偶者のいずれかの年齢が40歳未満の方 (6) 中学生以下の子供を養育している方 (7) 世帯全員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと (8) 世帯全員がみなかみ町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者 <p>内 容： 本町への移住を促進し、定住人口の増加を図るため、本町へ転入し、新幹線を利用して群馬県外へ通勤するものに対し、補助金を交付する。</p> <p>上限額 3万円…(1)、(2)または(3)、(5)または(6)、(7)、(8) 上限額 2万円…(1)、(4)、(5)または(6)、(7)、(8) 上限額 1万円…(2)または(3)、(7)、(8)</p> <p>問合せ： 《観光商工課 移住・交流推進係》 TEL：0278-25-5028</p>
	<p>大学生等新幹線通学費補助金</p> <p>対象者： 次のいずれかに該当する場合。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本町の住民基本台帳に登録されている方(高等学校を卒業した年度の末日以前3年以上継続して本町に居住していること) (2) 学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校に通学している方 (3) 世帯全員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと (4) 世帯全員がみなかみ町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない <p>内 容： 大学等への進学を契機とする町外転出を抑制し、地域に暮らし続けることにより地域活動等への参加を促進し、地域の担い手となる者を育むため、町内から群馬県外の大学等に新幹線で通学する学生に対し、交付する。また、通学費補助金を受けた学生が卒業した後も本町に定住しながら働き続けることを応援するため、10年間にわたりみなかみ町定住応援奨励金を交付する。</p> <p>上限額 2万円(定期券の1/4)…(1)、(2)、(3)、(4)</p> <p>問合せ： 《観光商工課 移住・交流推進係》 TEL：0278-25-5028</p>

分類	事業名（対象者・内容）
移住・定住支援	<p>移住支援補助金</p> <p>(新) 対象者： 次のいずれかに該当する場合。 (1)平成31年4月26日以降に本町に転入した方 (2)東京23区に5年以上在住・在勤している方又は東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)の条件不利地域以外に在住し東京23区へ5年以上通勤した方 (3)群馬県が開設・運営する求人サイト「マッチングサイト」に掲載された対象求人枠に応募して採用された方または起業された方または東京の仕事を変えずにテレワーク移住された方等</p> <p>内 容： 国が「東京一極集中の是正」及び「地方の担い手不足の解消」を狙いとして策定した「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に則り、地方創生推進交付金を活用して、中小企業と求職者のマッチング支援を行うとともに、これらの制度による就業者が東京圏からの移住者であった場合、移住支援金も支給する。平成31年度当初では、全国37道府県が事業実施。群馬県では全35市町村が事業実施する。 ○交付金額：2人以上の世帯 1,000千円(定額給付) 単身世帯 600千円(定額給付) 18歳未満の帯同 300千円(1人につき)</p> <p>問合せ：《観光商工課 移住・交流推進係》 TEL：0278-25-5028</p>
	<p>移住・テレワークに係るレンタカー借上料補助金</p> <p>(新) 対象者： (1) 町外に住所がある者 (2) 本町への移住検討のための視察またはテレワークおよびワーケーションを目的としたテレワーク施設を利用する者</p> <p>内 容： 本町への移住検討・テレワーク目的にレンタカーを使用した場合、1回当たり1日3,000円補助、最大3日間。</p> <p>問合せ：《観光商工課 移住・交流推進係》 TEL：0278-25-5028</p>
就業支援	<p>起業支援事業</p> <p>対象者： 町内で起業する方のうち次のいずれにも該当する場合です。 (1) 代表者又は1名以上の従業員が町内に住所を有すること (2) 町内に事業所を設置し5年以上継続して事業を行う見込みがあること (3) 町内に住所を有している者を新規で1年以上雇用する見込みがあること</p> <p>内 容： みなかみ町内に事業所を設置等して事業を開始する場合に、かかる経費の一部を助成します。 (1) 事業所等開設に要する経費への補助(補助率1/2以内、上限100万円) (2) 事業所等の賃借に要する経費への補助(補助率1/2以内、月上限5万円、期間12ヶ月) (3) 人件費補助(補助率10/10以内月上限5万円、期間12ヶ月) ※上記(1)～(3)は組み合わせにより100万円まで補助可能。 ※新規雇用者が雇用保険に加入できない場合、各補助上限を1/2とし、(1)～(3)の合計で50万円上限とする。 ※新規雇用者がいない場合、人件費補助は対象外。その他の補助上限は1/3とし、(1)～(3)の合計で30万円上限とする。</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工振興係》 TEL：0278-25-5018</p>
	<p>ローカルベンチャー創出・育成・ステップアップ支援事業</p> <p>対象者： ・町内外で本町での起業を検討している方 ・都心で働きながら二拠点生活をしたい方 ・本町で副業を始めたい方 ・本町で仕事を見つけて移住したい方など</p> <p>内 容： 地方では実際にどのような地域資源があるか、地域住民との交流から新たな仕事が生まれることがあります。そのため、本町で仕事をつくるためのプログラムに参加することで地域資源に触れたり、地域住民と交流することで地方起業の具体的なプランづくりや新たなコミュニティを構築するため、伴走型の支援を行います。</p> <p>問合せ：《観光商工課 移住・交流推進係》 TEL：0278-25-5028</p>
農業体験・就農支援	<p>真沢ファーム交流施設</p> <p>対象者：</p> <p>内 容： ○農業体験希望者のご参加をお待ちしております。 昔ながらの棚田や段々畑で安心安全なお米や野菜を作ってみませんか。作業は経験豊富な地元農家の指導をいただけます。田んぼと畑の年間契約者募集中です。</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工振興係》 TEL：0278-25-5018</p>